消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)

- 消費者教育の総合的・一体的な推進
- 国民の消費生活の安定・向上に寄与

定義(第2条)

『消費者教育』

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する 教育及びこれに準ずる啓発活動

(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの 重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)

『消費者市民社会』

- ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会 経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

基本理念(第3条)

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける 実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与でき るよう積極的に支援

体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮

効果的推進

- ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
- 多様な主体間の連携
- ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報 を提供
- ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
- ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な 連携

消費者団体 (努力義務) (第6条)

~自主的活動·協力

事業者•事業者団体(努力義務)

- ~施策への協力・自主的活動(第7条)
- ~消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)

国と地方の	責務と実施事項	Ŧ
	見切し大心中で	₹

地方公共団体

責務(第4条)

消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、 実施

責務(第5条)

団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策 策定、実施(消費生活センター、教育委員会その 他の関係機関と連携)

財政上の措置(第8条)

推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)

- 基本方針(第9条) ・消費者庁·文部科学省が案を作成·閣議決定
- ・基本的な方向
- ・推進の内容等

都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画

・基本方針を踏まえ策定(努力義務)

消費者教育推進会議(第19条)

消費者庁に設置(いわゆる8条機関)

- ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的 かつ効果的な推進
- ②基本方針の作成·変更に意見
- 委員(内閣総理大臣任命)
- ~消費者、事業者、教育関係者、消費者団体· 学識経験者等
- ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員 を置く (政令で規定)

消費者教育推進地域協議会(第20条)

都道府県・市町村が組織 (努力義務)

- ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系 的 かつ効果的な推進
- ②推進計画の作成・変更に意見

構成

~消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、 消費生活センター等

義務付け(国・地方)

- ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、 人材の活用
- 〇大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等
- 〇地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供
- 〇人材の育成等(第16条)

努力義務(国および地方)

- ○教材の活用等(第15条)
- 〇調査研究(第17条)
- ○情報の収集(第18条)

※施行日: 平成24年12月13日(公布日: 平成24年8月22日)